



# 栃木県公報

平成29年  
7月14日(金)  
号外  
第31号

## 目次

### 規 則

- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正…………… 1

## 規 則

### 栃木県規則第三十三号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

栃木県知事 福田 富一

### 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十六号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十九年七月十八日とする。

（市町村課）

### 栃木県規則第三十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

栃木県知事 福田 富一

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十七号）の施行期日は、平成二十九年七月十八日とする。

### 栃木県規則第三十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

栃木県知事 福田 富一

### 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年栃木県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、12及び13」を「及び10から13まで」に改め、同項第一号中チをヌとし、トをリとし、ク

の次に次のように加える。

ト 条例別表第二の二の項下欄10の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六条の自立支援給付の支給に関する情報

チ 条例別表第二の二の項下欄11の規則で定める情報 外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報

附 則

この規則は、平成二十九年七月十八日から施行する。

（行政改革推進室）